

当院の取り組みについて

< 電子的診療情報連携体制整備加算・医療情報取得加算 >

診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

< 一般名処方加算・生活習慣病管理料・特定疾患療養管理料 >

後発医薬品があるお薬については、説明の上一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋交付の対応可否については病状に応じて担当医が判断致します。

< 外来感染対策向上加算 >

- 患者様の受診歴の有無にかかわらず発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- 感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは動線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- 院内感染対策に関する研修や指導など院内感染防止対策の取り組みを行っています。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り適正に使用しています。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

< 時間外対応体制加算 2 >

診療時間外に、かかりつけ患者様からのお問い合わせに対し電話対応を行います。070-4121-7899（かかりつけ患者様の休日夜間連絡先 待機職員に繋がります 留守電・コールバック対応の場合もあります、ご了承ください）

< 後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について >

医療上の必要があると認められず、患者さんの希望により後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を処方した場合に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）との差額4分の1に相当する金額が選定療養費として患者さんの自己負担となります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

< その他当院で届出を行っている施設基準 >

外来感染対策向上加算
時間外対応体制加算
サーベイランス強化加算
外来・在宅ベースアップ評価料
充実管理加算
持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

当院は厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。
九州厚生局に診療報酬に関する届出を行い、適切な対応を心がけております。